

# 広島市安佐南工場運営協議会要綱

## (設置)

第1条 本市に広島市安佐南工場（以下「工場」という。）運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

## (目的)

第2条 協議会は、次の事項について協議し、地域の生活環境を保全するとともに、工場の円滑な運営を図ることを目的とする。

- (1) 安佐南工場の操業に関する協定書に関すること。
- (2) 工場の管理及び運営に関する重要な事項。

## (組織)

第3条 協議会は、22人以内の委員をもって組織する。

## (委員)

第4条 委員は、安佐南工場の操業に関する協定書第10条の規定に基づき地元から推薦された者に市長が依頼する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

## (会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長は、再任することができる。

## (会議)

第6条 協議会は、会長が召集する。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない
- 3 会長が必要と認めた場合、委員の他に学識経験者等を協議会に招き、意見・説明を受けることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、安佐南工場において処理する。

(委任規定)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはかって定める。

付則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

付則（昭和58年3月1日）

この要綱は、昭和58年3月1日から施行する。

付則（平成7年5月1日）

この要綱は、平成7年5月1日から施行する。

付則（平成17年6月1日）

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

付則（平成20年4月1日）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付則（平成31年2月1日）

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。